長 第 ７ ９ １ 号
平成２５年３月４日

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各　介　護　保　険　施　設
開設者　様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長
（ 公 印 省 略 ）

「従業者の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について

指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（運営規程等）に変更があった場合には、変更があった日から１０日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本県では年に１度の届出でよいとしています（「変更届出の特例」）。

つきましては、**平成２５年６月１日時点の状況**について、下記事項に留意の上、変更届出書の提出をお願います。

変更届出書の様式については、「きのくに介護deネット」(http://wave. pref. wakayama. lg. jp/kaigodenet/)に掲載しておりますので、ご参照下さい。

なお、インターネットに接続していない事業者にあっては、長寿社会課サービス指導班又は各振興局保健福祉課に問い合わせをお願います。

また、本通知は、法人に対し１部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には貴職から通知し、届出漏れのないようお願いします。

記

１　提出期間　　平成２５年６月３日（月）～平成２５年６月２８日（金）

２　提出書類

①　変更届出書（別記第４号様式）
②　各サービスに係る付表（付表１－１～１６－２）
③　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（平成２５年６月分）

（別紙７－１）	㈜護予防㈜訪問介護 ・ ㈜護予防㈜訪問入浴介護 ・ ㈜護予防㈜訪問看護 ㈜護予防㈜訪問リハビリ ・ ㈜護予防㈜居宅療養管理指導 ㈜護予防㈜福祉用具貸与 ・ 特定㈜護予防㈜福祉用具販売
（別紙７－２）	㈜護予防㈜通所介護 ・ ㈜護予防㈜通所リハビリ
（別紙７－３）	㈜護予防㈜短期入所生活介護 ・ ㈜護予防㈜短期入所療養介護 ㈜護予防㈜特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設

④　職員の兼務状況を確認する書類（※ 兼務先の勤務表）
⑤　資格が必要な職種については資格証等の写し（※ 原本証明）
⑥　運営規程

３　提出先及び提出部数（下記の提出先まで持参してください）

サービスの種類	提　出　先	提出部数
○ 居宅サービス ○ 介護予防サービス	事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課	2部
○ 介護老人福祉施設 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設	施設の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課	3部

（注１）「地域密着型サービス事業所」にあっては、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。

（注２）和歌山市内に所在する事業所、施設にあっては、和歌山市役所指導監査課（０７３－４３５－１３１９）へお問い合わせください。

４　書類作成にあたっての留意事項

①　「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から１０日以内に変更届出書を提出してください。

- 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所の変更（各サービス共通）
- 訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- 居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
- 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

②　平成２５年５月３１日から７月３１日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出は必要ありません。

③　保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている居宅療養管理指導、訪問看護、訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ及び通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝについては、変更届出書の提出は必要ありません。

④　平成２４年６月１日と平成２５年６月１日を比較して、職員の員数等に変更のない場合は、変更届出書の提出は必要ありません。（①の場合を除く）

⑤　平成２４年６月１日以降に指定を受けた事業所においても、職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。

⑥　資格証等の写しについては、資格が必要な職種の方の全員分を添付し「従業者の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。

　また、婚姻等により、資格証等の姓が改まっている場合は、**戸籍謄本等の写し**を添付してください。

⑦　資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。

⑧　変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等を十分に確認の上、提出してください。

担　当：長寿社会課
　　サービス指導班
ＴＥＬ：073-441-2527
ＦＡＸ：073-441-2523